



障がい福祉サービス利用までの流れ

1 サービス利用申請



- ・申請者は、障がい福祉サービスに係る利用申請書を増毛町に提出します。
- ・増毛町は、「サービス等利用計画案提出依頼書」を申請者に送ります。

2 指定特定相談支援事業者と契約



- ・申請者は、計画相談支援の提供について、「指定特定相談支援事業者」と利用契約します。
- ・「指定特定相談支援事業者」は、「サービス等利用計画案」を作成し、申請者に送ります。

3 町による認定調査



- ・増毛町は、障がい支援区分認定調査（介護給付の障がい福祉サービスを利用の場合）、概況調査、サービス利用の意向調査を行います。

4 審査判定（介護給付の障がい福祉サービスを利用する場合）



- ・増毛町は、障がい支援区分認定審査会に対し、障がい支援区分の審査判定を依頼します。
- ・増毛町は、審査会の判定を基に障がい支援区分の認定を行います。

5 「サービス等利用計画案」の提出



- ・申請者は、「指定特定相談支援事業者」が作成した「サービス等利用計画案」を増毛町に提出します。
（事業者から直接、増毛町に提出される場合もあります）
- ・併せて、「計画相談支援給付費支給申請書」と「計画相談支援依頼届出書」を提出します。

6 障がい福祉サービス等の支給決定



- ・増毛町は、「介護給付費等支給決定通知書」及び「計画相談支援給付費支給決定通知書」を交付し、申請者のサービス利用に係る自己負担上限額を決定します。
- ・併せて、「障がい福祉サービス受給者証」を申請者に発行します。

7 「サービス等利用計画」の作成、サービス提供事業者と契約



- ・「指定特定相談支援事業者」は、町の支給決定をふまえ、サービス担当者会議を開催し、「サービス等利用計画」を作成。申請者に交付し、その写しを増毛町に提出します。
- ・申請者は、サービス提供事業者を選択し、利用に関する契約を行います。

8 サービス利用開始



- ・申請者は、増毛町から発行された「障がい福祉サービス受給者証」を事業者に提示し、サービスを利用します。

9 モニタリング

- ・「指定特定相談支援事業者」は、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、サービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。
- ・事業者は、モニタリング報告書等の書類（写）を増毛町に提出します。

《お問い合わせ先》 増毛町役場 福祉厚生課 民生係 TEL 0164-53-3111(直通)



障がい児通所支援サービス利用までの流れ

1 サービス利用申請



- ・申請者（保護者）は、障がい児通所支援に係る利用申請書を増毛町に提出します。
- ・増毛町は、「障がい児支援利用計画案提出依頼書」を申請者に送ります。

2 指定障がい児相談支援事業者と契約



- ・申請者（保護者）は、障がい児相談支援の提供について、「指定障がい児相談支援事業者」と利用契約します。
- ・「指定障がい児相談支援事業者」は、「障がい児支援利用計画案」を作成し、申請者（保護者）に送ります。

3 町による認定調査



- ・増毛町は、申請者（保護者）に対し、概況調査、サービス利用の意向調査を行います。

4 「障がい児支援利用計画案」の提出



- ・申請者（保護者）は、「指定障がい児相談支援事業者」が作成した「障がい児支援利用計画案」を増毛町に提出します。
（事業者から直接、増毛町に提出される場合もあります）
- ・併せて、「障がい児相談支援給付費支給申請書」と「障がい児相談支援依頼届出書」を提出します。

5 障がい児通所支援の給付決定



- ・増毛町は、「障がい児通所給付費支給決定通知書」及び「障がい児相談支援給付費支給決定通知書」を交付し、申請者（保護者）のサービス利用に係る自己負担上限額を決定します。
- ・併せて、「障がい児通所受給者証」を申請者（保護者）に発行します。

6 「障がい児支援利用計画」の作成、サービス提供事業者と契約



- ・「指定障がい児相談支援事業者」は、町の給付決定をふまえ、サービス担当者会議を開催し、「障がい児支援利用計画」を作成。申請者（保護者）に交付し、その写しを増毛町に提出します。
- ・申請者（保護者）は、サービス提供事業者を選択し、利用に関する契約を行います。

7 サービス利用開始



- ・申請者（保護者）は、増毛町から発行された「障がい児通所受給者証」を事業者に提示し、サービスを利用します。

8 モニタリング

- ・「指定障がい児相談支援事業者」は、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、サービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。
- ・事業者は、モニタリング報告書等の書類（写）を増毛町に提出します。

《お問い合わせ先》 増毛町役場 福祉厚生課 民生係 TEL 0164-53-3111(直通)